

WWF ゴールドスタンダード ーハイクオリティーな炭素クレジットのためのベンチマーク

2004.06.24

(株)あらたサステナビリティ認証機構

CDM 事業のルールは UNFCCC の CDM 理事会により具体化されてきています。ベースラインおよびモニタリング方法論の承認作業は継続的に進んでおり、事業の認証機関(DOE)の認定作業や具体的な CDM 事業のバリデーションなど、経験の蓄積がスタートしています。WWF(世界自然保護基金)では、より質の高い CDM/JI 事業を実現するために独自の基準であるゴールドスタンダード(GS)を推進しています。

1. ゴールドスタンダードとは

ゴールドスタンダード(GS)とは、WWF が開発したハイクオリティーな CDM/JI 事業のためのベンチマークです。ここでいうハイクオリティーとは、その事業による温室効果ガス(GHG)の削減が真のものであり、かつ、事業実施国(ホスト国)でのサステナブル・ディベロップメント(持続可能な開発)への寄与が高いということを意味します。それらを審査するための基準として、通常の CDM の認定基準をベースとして、追加的またはより具体的な審査項目を提供しています。これらの追加的またはより具体的な審査項目は、WWF の「真の削減量」および「持続可能な開発」に対する考えを反映したものです。具体的には、「事業の適格性」、「事業の追加性」および「持続可能な開発」の 3 項目について独自の基準を設けています。

2. 事業の適格性

GS では、地球温暖化防止に長期的に寄与し持続可能なエネルギー技術を用いた事業を適格であると考えています。具体的には以下のプロジェクトタイプに限定しています。

再生可能エネルギー	最終消費側での省エネ技術 (下記の分野における)
<ul style="list-style-type: none">● 太陽光● 太陽熱● 環境的に健全なバイオマス● (エネルギー作物、農業系廃棄物、林業系廃棄物、農業残材)● 風力● 地熱● 小規模、低インパクト水力● 環境的に健全なバイオガス	<ul style="list-style-type: none">● 産業● 公共● 商業● 住宅● 農業● 運輸

3. 事業の追加性

事業の追加性の判断では、通常の CDM の審査基準でも「その事業は CDM スキームを利用しなくても実施されたかどうか」を障壁分析で確認するというプロセスがあります。障壁分析では、財務、政治、制度、経済、技術的な観点からその事業を実現するために何らかの障壁が存在し、CDM スキームを利用しなければそれらの障壁を乗り越え事業を実現化することができなかったことを確認します

GS ではこの障壁分析に加えて、「事前公表の有無」を審査項目の一つとして追加しています。事業の CDM 化の作業着手以前にその事業が実施されることが事前公表されていた場合、当該事業は CDM スキームを利用しなくても実施が意図されていたものであると考え、追加性がないと判断されます。但し、その事前公表の後に当該事業の実施がキャンセルされていた場合を除きます。

また、ODA の利用については、通常の CDM の審査基準よりもより踏み込んだ解釈を提供しています。具体的には、ODA の資金が下記の活動(主に事業実施後の活動)に使用されてはならないとしています。

- 排出削減量のモニタリング、ベリフィケーションおよび認証
- (新規)技術の購入
- インストラクション費用
- ランニング費用
- CDM コンポーネント以外に対する一般的な投資費用
- CER の購入

但し、ODA の利用についてのルール解釈は CDM 理事会においてもまだ明確化されていません。実際に ODA の利用が焦点となる事業の認定について CDM 理事会が審議する段階になれば明確にならない問題であると考えられます。

4. 持続可能な開発

通常の CDM ルールにおいては、CDM は持続可能な開発に寄与するものでなければならないとの規定がありますが、それについての具体的なガイドラインは示されていません。現状ではホスト国の政府が事業を承認すれば、ホスト国での持続可能な開発に寄与すると判断されたという考え方があります。但し、その場合ホスト国政府の解釈が正しいのか、また、その解釈が事業実施サイト周辺の地域住民の解釈と一致するのかわからないという問題があります。

GS では、持続可能な開発において明確なベネフィットをもたらすか否かが非常に重要な審査項目の一つとなり、以下の4項目についてのチェックを設けています。

チェック項目	内容
ホスト国による承認	<ul style="list-style-type: none"> ● ホスト国により承認されていること。 ● ホスト国が持続可能な開発についての基準を明確にしている場合、その基準に当該事業がどのように合致しているかを PDD に記述してあること。
サステナビリティ指標による評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地／地域／地球規模での環境への影響(水質、大気、土壌、生物多様性等への影響) ● 社会的な持続可能性と開発への影響(労働基準、生活水準、公共サービスへのアクセス等への影響) ● 経済および技術的な開発(雇用、給与、技術的なキャパシティビルディング等への影響)
現地ステークホルダーとの話し合い	<ul style="list-style-type: none"> ● 2 回以上のパブリックコンサルテーションが実施されたか。 ● イニシャル・コンサルテーションでは、当該事業に関する環境影響の説明が現地の言語によりなされたか。(イニシャル・コンサルテーションの結果により EIA が必要か否かについて判断する。) ● 現地ステークホルダーには、現地のポリシーメーカー、当該事業による直接的な影響をうける住民、また存在する場合には現地の NGO 団体が含まれていること。
環境影響評価(EIA)	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の場合に EIA を実施すること。－ホスト国の法律または CDM 理事会により要求される場合－GS により要求される場合(現地ステークホルダーとのイニシャル・コンサルテーションの結果で当該事業による重大な悪影響 が指摘された場合等) ● 流れ込み式水力発電やダムなどの貯水を伴う事業の場合は、GS で別途定める詳細なチェックリストに従いチェックし、重大な悪影響がないことを確認すること。

また、GS では、上記のサステナビリティ指標をモニタリングプランに組み込み、継続的にモニタリングしていくことを求めています。

5. GS の普及と CER の差別化

GS の基準を満たす事業は、通常の CDM 事業としても認定されるに値する事業であると考えられます。しかし、持続可能な開発についてより厳格な基準を設けている GS にチャレンジしている事業はまだ多くはありません。今後、通常の CDM 事業の経験がより蓄積され、投資家の意向を反映した「事業内容や CER のクオリティーに対する差別化」が進んでくれば、GS の普及にもより一層拍車がかかるのではないかと考えられます。Point Carbon 社が発行している CDM モニター3月号の中で、同社アソシエートの Axel Michaelowa 氏は、「CER 価格は、いくつかの категория が発展するにつれて、差別化を経験すると思われる。『プレミアム』category は、世界自然保護基金 (WWF) が作成した『ゴールドスタンダード』を全て満たすプロジェクトだろう。『ゴールドスタンダード』の要件全てを満たすプロジェクトのディベロッパーは、10 ユーロ/t を上回る価格で CER 先物を提示している。」と語っています。

(参考)

WWF ゴールドスタンダードウェブサイト

<http://www.cdmgoldstandard.org/>

WWF によるゴールドスタンダードについてのプレスリリース(2003年6月25日)

<http://www.wwf.or.jp/news/press/2003/p03062502.htm>

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.